

手足口病警報の発令について（速報値）

令和8年7月16日（木） 15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室（北海道室蘭保健所）
電話：0143-24-9528

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年第28週（令和8年7月6日～令和8年7月12日）において、室蘭保健所管内の定点あたりの手足口病患者報告数が、警報基準である5人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 手足口病の感染予防

手足口病の感染予防には手洗いが有効です。特に保育施設など乳幼児が集団生活を行う場所では、集団感染が起こりやすいため、手洗いのほか、排泄物等を適切に処理するよう努めてください。

2 手足口病とは

手足口病は、口の中や、手足などに水疱性の発疹が出る、コクサッキーウイルスやエンテロウイルスの感染によって起こる感染症です。

子どもを中心に、主に夏に流行します。

ほとんどの発病者は、数日間のうちに治る病気ですが、まれに中枢神経系の合併症が出る場合がありますので注意をする必要があります。

感染症発生動向調査によると、例年、報告数の90%前後を5歳以下の乳幼児が占めています。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの手足口病患者報告状況（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第24週 (6/8～6/14)	第25週 (6/15～6/21)	第26週 (6/22～6/28)	第27週 (6/29～7/5)	第28週 (7/6～7/12)
室蘭保健所	1 (0.25)	0 (－)	4 (1.00)	15 (3.75)	21 (7.00)※
全 道	12 (0.12)	15 (0.15)	32 (0.32)	67 (0.68)	集計中
全 国	6,231 (2.76)	7,620 (3.38)	10,396 (4.61)	集計中	集計中

※第28週の患者報告数は速報値。

全道の手足口病流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）手足口病警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した手足口病患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

＜手足口病の警報レベル＞

	警報レベル	
	開始基準時	終息基準値
定点あたりの患者数（人）	5	2

※ 警報は定点あたりの患者報告数が終息基準値未満となった場合に自動的に解除されます。